

11月号



おおもり 青色便り

No.0680

一般社団法人 大森青色申告会

令和4.11.1

会勢拡大運動実施中!

大森青色申告会では、10月1日～11月30日までの2ヶ月の期間を『青色申告制度普及、並びに会勢拡大運動』の強化月間として活動を行っております。事業所得や不動産所得等がある方のうち、青色申告をされていない方(白色申告者)への青色申告の勧奨と、青色申告会に加入されていない方へご入会勧奨を行う運動を実施しております。

青色申告制度は、税務上有利になる様々な特典があり、青色申告会では記帳相談を中心に事業や日々の生活に役立つような様々なサービスを行っております。

青色申告会は、会員の皆様の会費で維持運営されております。安定したサービス提供の為にも、お知り合いやご近所の方等へ当会をご紹介くださいますようお願い申し上げます。

◆◆◆会員募集キャンペーンを実施しております◆◆◆

【キャンペーン期間】

令和4年10月3日(月)
～同年11月30日(水)まで

【キャンペーン特典】

- ・年内の会費が無料
- ・入会金 6,000 円が無料

【キャンペーン適用条件】

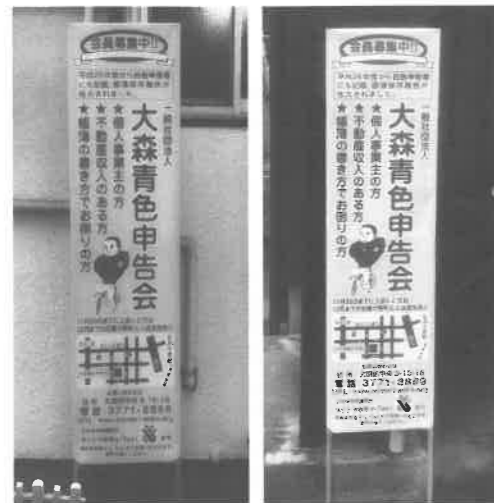
- ・上記期間内にご入会手続きが完了した方
- ・『立て看板を見た!』とお知らせください

お知り合いをご紹介ください!

皆様の友人・知人・同業者などの方で・・・

- 『新規開業した方』
- 『不動産を貸している方』
- 『業務請負等を行っている方』
- 『その他確定申告が必要な方』

がいらっしゃいましたら、是非当会をご紹介ください。
ご紹介者の方にも、ご紹介された方にも、嬉しい特典をご用意しております(^-)-☆



立て看板 設置のようす

※立て看板の常設、または会勢拡大運動期間中に設置が可能な方は、事務局までご連絡ください。

☎ 03-3771-8859



確定申告期についての重要なお知らせ

当会では令和4年分(本年分)の確定申告期指導より、以下のとおりの確定申告期のご対応方針へ変更させていただきますことになりました。

- 令和4年分の確定申告書様式から A、B の区分が無くなることから、従来の A 申告指導を行わないこととなります。
- 第3表(土地建物や株式等に関する譲渡所得)に係る指導を原則行いません。ただし、事前に税務署にて指導を受け、書類が完成している場合は通常どおり当会で決算書・申告書を併せてお預かりします。
- 配当所得は、総合課税分のみご対応いたします。
- 住宅借入金等特別控除の初回指導は原則行いません。事前に税務署にて指導を受け書類が完成している場合は通常どおり当会で決算書・申告書を併せてお預かりします。なお、2年目以降は前年分控えを持参していることを条件にご対応いたします。
- 所得の内訳書の作成をお願いいたします。(5件以上ある場合)
- 寄付金控除明細書の作成をお願いいたします。(ふるさと納税、日赤、国境なき医師団、ユニセフ等以外はご自身でお調べください。また、所得控除と税額控除のご判断もご自身でご選択ください。)

なお、確定申告期のご案内を12月初旬に郵送にて発送を予定しております。お手元に届きましたら必ず中身のご確認をお願い申し上げます。未着等のお問い合わせは、当会事務局までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

※上記ご案内については、再郵送を行っておりません。住所変更等がある場合はお早めに当会までご連絡ください。また、郵便局への転居届のご提出も併せてお願いいたします。

(一社)大森青色申告会 役員ボランティア募集のお知らせ

当会は、個人事業主の皆様の税務をサポートするために専門職員とボランティアの役員によって構成されています。地域役員と一緒に役員ボランティアとして運営に参加してみませんか?活動にご興味のある会員の方がいらっしゃいましたら青色申告会事務局又は、担当地域の役員にご連絡をお願いします。

◆役職員研修会のお知らせ◆

「役職員」となっておりますが、当会の会員であればどなたでもご参加いただけます。

研修内容： 決算書・申告書・書類等の書き方
 開催日時： 令和4年12月15日(木)午後4時～午後5時
 会場： 大田文化の森4階 第3・4集会室
 申込方法： 当会事務局までお電話ください
 締め切り： 令和4年12月14日(水)
 定員： 40人

年末年始のご案内

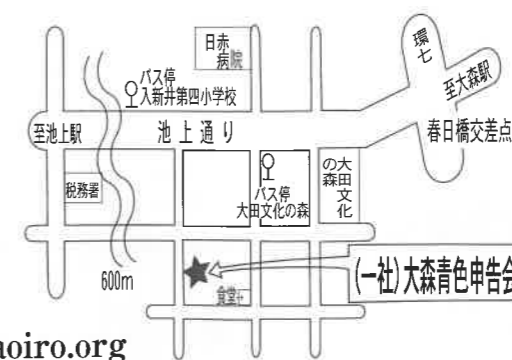
年末の営業は、
令和4年12月27日(火)午後5時まで

年始の営業は、
令和5年1月10日(火)午前9時から
開始いたします。
よろしくお願いたします。

一般社団法人

大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭
 大田区中央3丁目10-18
 TEL : 03 (3771) 8859
 FAX : 03 (3773) 6388
 Eメール : aoiro-o@nifty.com
 URL : <https://www.oomori-airo.org>



予約制 事務局に申込み
時間 申込順で30分位

無料法律相談日
11月10日(木)・24日(木)

住宅相談
パナソニックホームズ:11月24日(木)
旭化成ホームズ:11月4日(金)

保険の相談
ご希望の方は事務局迄

▶ 都税事務所からのお知らせ

11月は個人事業税第2期分の納期です

11月は、個人事業税第2期分の納期です。個人事業税は、都内に事務所等を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。8月にお送りした納付書により、11月30日(水)までにお納めください。

納税には、スマートフォン決済アプリのほか、インターネット上の専用サイトからクレジットカードでも納付できます。また、口座振替や金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMでも納付できますので、ぜひご利用ください。

小規模企業共済に加入していますか??

小規模企業共済は、国がつくった個人事業主等への退職金制度です。掛金支払時や共済金受取時に税制上の優遇があります。未加入の方や下記に該当する方は、是非ご検討ください(加入要件があります)。

- 税金が高いなと思っている方、税金が高くなりそうな方
- 扶養親族が居ないなど、控除が少ない方
- 廃業後の資金を積み立てたいと思っている方

ご注意

11月から12月の期間にご加入される場合で、本年分の所得控除を希望される場合は、必ず『現金あり』でお申し込みください。本年中に現金での納付があるので、原則として本年分の所得控除になります。反対に、『現金なし』でお申し込みされた場合は、最初の口座振替が翌年となりますので、本年分の所得控除となりません。所得控除の対象年次にご注意ください。なお、既加入者が掛金を増額される場合も、上記と同様の取り扱いとなります。

小規模企業の会社役員のみならず、**小規模企業共済**

小規模企業の会社役員の方が廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。国が作った制度なので、安心・安全です。

小規模企業等の会社役員なら加入可能	代表者以外の会社役員でも加入可能	役員なら受け取れる大きなメリット
建設・製造・運輸・サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)等は常時使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。	代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿簿本に役員登記されている方ならどなたでも加入可能。	小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリットが受けられます。詳細は下記をご覧ください。

制度の特長

制度のメリット

掛金は全額所得控除 受取時も税制メリット

掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック

2021.6

◆今後の指導日程についてのご案内(全て予約制)◆

～年内のご相談は12月27日(火)迄です!～

①消費税個別相談

令和3年分の確定申告で、初めて収入合計が1,000万円を超えた方は「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。消費税額の計算方法は、本則課税か簡易課税の選択ができます。本則課税・簡易課税のどちらを選択したかによって収める消費税額が大きく変わる場合があります。また、令和5年分から新たに簡易課税を選択する場合は「消費税簡易課税制度選択届出書」を令和4年中に提出する必要があります。

なお、今まで課税事業者だった方で、令和3年分の税売上高が1,000万円を下回った方や、本則・簡易の選択を変更したい方等、並びにインボイス制度に関するご相談及び登録申請をご希望の方もこの期間に必ずお越しください。

②新規入会者個別相談

本年新たに当会へご入会された方は、この機会に必ず記帳相談へお越しください。記帳を全くされていない方や、難しくて何からやれば良いか解らない方のご相談などでも構いません。年内に確定申告の見通しをつけましょう!!

③弥生会計ソフト利用者の個別相談

パソコンをお持ちの方はパソコンを、お持ちでないかたはバックアップデータ(USBメモリ等)をご持参ください。帳簿等を印刷したもので構いません。

④青色申告特別控除65万円を希望される方向けの記帳相談

65万円の青色申告特別控除の要件が一昨年分から見直されております。希望される方は正規の簿記の原則(複式簿記)で帳簿を作成する必要があります。帳簿のチェックを行いますので、確定申告前に必ず1度はお越しください。

マル経融資のご案内

安心な国の融資制度
「マル経融資」
をご存知ですか?

◎マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・保証人不要(信用保証協会の保証も不要)の融資制度です。

【限度額】 二千万円

【利率】 一・一三%
(二〇二三年十月一日現在)

【融資対象】
従業員二〇人以下(宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業五人以下)の法人・個人

【用途】
事業資金(運転・設備資金)

【返済期間】
運転資金 七年以内
設備資金 一〇年以内

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

※大田区より当初二年間支払利息の四〇%が補助されます。

※一定の要件を満たす設備資金については右記金利より当初二年間〇・五%引下げとなります。

※この融資限度額及び返済期間の取扱いは、二〇二三年三月三十一日、日本政策金融公庫受付分までとなります。

◎経営上でお悩みの時
窓口専門相談をご利用ください
・法律相談・税務相談・労務相談
《予約制・無料》

※本相談は、経営に関する相談に限定して
おります。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

◎ご相談・お申し込みは、
東京商工会議所 大田支部
大田区南蒲田一ノ二十ノ二十
大田区産業プラザ五階
電話(三七三四)一六二一